

(表)

期限1年)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第5項において準用する同法第17条第2項の規定による

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第30条

5 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

一 第17条第1項、第21条第1項、第30条第4項、第33条第4項若しくは第43条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者